

## 疑義照会簡素化プロトコル Q&A

質問の多いものを抜粋して記載しています。記載されているもの以外の質問は当院薬剤部までご連絡ください。

### ★疑義照会簡素化プロトコルの運用や処方箋の記載事項について

Q1. 疑義照会での処方変更と簡素化プロトコルに基づく処方変更の報告書は何処に FAX すればいいですか？

A1. 疑義照会での処方変更は『処方箋変更票』を医事課へ FAX してください。  
簡素化プロトコルに基づく処方変更は『疑義照会簡素化プロトコルに基づく変更調剤報告書』と『該当処方箋』を薬剤部へ FAX してください。

Q2. 疑義照会簡素化プロトコルを導入したいのですが、どうすればいいですか？

A2. 疑義照会簡素化プロトコル導入には研修会の参加が必須となるため、当院薬剤部までご連絡ください。

Q3. 非採用薬品へ変更になった場合、処方箋の備考欄へ変更調剤可能のコメントを記載してもらうことは可能でしょうか？

A3. 患者毎の対応は困難のため、対応できません。

Q4. 処方箋の薬品名の隣に変更不可印(×)がある場合、規格変更は不可ですか？

A4. 変更不可印(×)があり、備考欄横に保険医署名があれば『後発品への変更不可』となります。

Q5. 変更調剤の結果、次回処方に反映されていないが変更を継続してよい場合は、どのように連絡が薬局へきますか？

A5. 保険薬局への連絡はプロトコル内容から逸脱している場合のみ連絡致します。変更調剤報告書の内容は主治医へ随時報告しますが、次回処方に反映されず前回通りの処方箋を発行される場合もあります。予めご了承ください。

Q6. 『変更調剤報告書を提出後、次回処方に変更がなかった場合の再提出は不要』とはどういう意味でしょうか？(疑義照会簡素化プロトコル内『6. その他』記載事項)

A6. 当院非採用薬への変更を行った際の変更調剤報告書の再提出は不要です。その他、疑義照会簡素化プロトコルに基づいた変更調剤を行った際には毎回提出をお願いいたします。

#### ★疑義照会不要例について

Q1. 疑義照会不要例①『成分名が同一の銘柄変更』において、『後発品から先発品への変更も可能（保険薬局に在庫がないという理由での変更は不可）』と記載がありますが、薬局に在庫がない場合、先発品へ変更するには主治医へ疑義照会をする必要があるということでしょうか？

A1. 記載の理由での変更は認められませんが、特段の理由がある場合は疑義照会を行った上で変更してください。なお、先発品へ変更する際には価格等、患者様に説明し同意の上で変更を行ってください。

Q2. 疑義照会不要例③『別規格製剤がある場合の処方規格の変更』において、例えば、『リクシアナ OD錠 30mg 2錠』を『リクシアナ OD錠 60mg 1錠』へ変更することは可能でしょうか？

A2. 変更可能です。

Q3. ビオフェルミン錠とビオフェルミン配合散は、互いに変更調剤可能でしょうか？

A3. 含有菌種が異なる為、変更不可です。

Q4. 別包指示がある薬剤を疑義照会簡素化プロトコルに基づいて一包化してもよいでしょうか？

A4. 別包指示のある薬剤は主治医指示のため一包化不可です。一包化される際には必ず疑義照会を行ってください。

Q5. 例えば、患者様が先発品を希望された場合、『【般】カルボシステイン錠 250mg 6錠/分3 毎食後』を『ムコダイン錠 500mg 3錠/分3 毎食後』へ変更することは可能でしょうか？

A5. 疑義照会不要例③『別規格製剤がある場合の処方規格の変更』、⑦『一般名処方における調剤時の類似剤形への変更』に基づき変更可能です。

Q6. 例えば、『モーラスパップ XR 240mg 7枚』を『モーラスパップ XR 120mg 14枚』へ患者様の同意を得た上での変更は可能でしょうか？

A6. 変更可能ですが、診療報酬で定められた枚数を超えないようにしてください。

Q7. 湿布・貼付剤の処方枚数の変更は、診療報酬で定められた上限枚数までなら、医師への連絡なしで可能ですか？

A7. 枚数を増やす場合は必ず疑義照会を行ってください。残薬調整のため、枚数を減らす場合は疑義照会不要です。その際、『残薬調整に関する服薬情報提供書』の提出をお願い致します。

Q8. 疑義照会不要例⑭『添付文書に基づく軽微な用法変更』において、漢方薬や糖尿病薬以外に、例えば『ザイディガ錠 朝食後』の処方を『ザイディガ錠 朝食間』へ変更するようなことは、添付文書上の軽微な変更と考えてよいでしょうか？

A8. 添付文書上の軽微な変更と捉えてよいです。

#### ★その他

Q1. 疑義照会簡素化プロトコルは病院との連携に該当する取り組みと考えてよいでしょうか？その場合、調剤報酬の名目は何が該当しますか？

A1. 調剤報酬の名目に関しては、近畿厚生局にお問い合わせください。

Q2. 居宅療養管理指導している患者様がいた場合、その方の処方に変更調剤を行った際、訪問薬剤管理指導報告書と一緒に変更調剤報告書を薬剤部へFAX送信してもよいでしょうか？

A2. 問題ありません。

Q3. 疑義照会不要例の中に簡易懸濁についての記載はないですが、簡易懸濁に変更したい場合は服薬情報提供書を使用すればよいでしょうか？

A3. 粉碎指示を錠剤に変更した上で、簡易懸濁投与をするのであれば、患者様が手技に問題なく、かつ簡易懸濁投与を了承されているのであれば変更可能です。粉碎から錠剤への変更は『疑義照会簡素化プロトコルに基づく変更調剤報告書』、簡易懸濁に関しては『トレーシングレポート』を使用してください。